

障害基礎年金 業務支援ツールの使い方

チャプタータイトル ♪～

MC :
これから、「障害基礎年金業務支援ツール」についてご説明します。

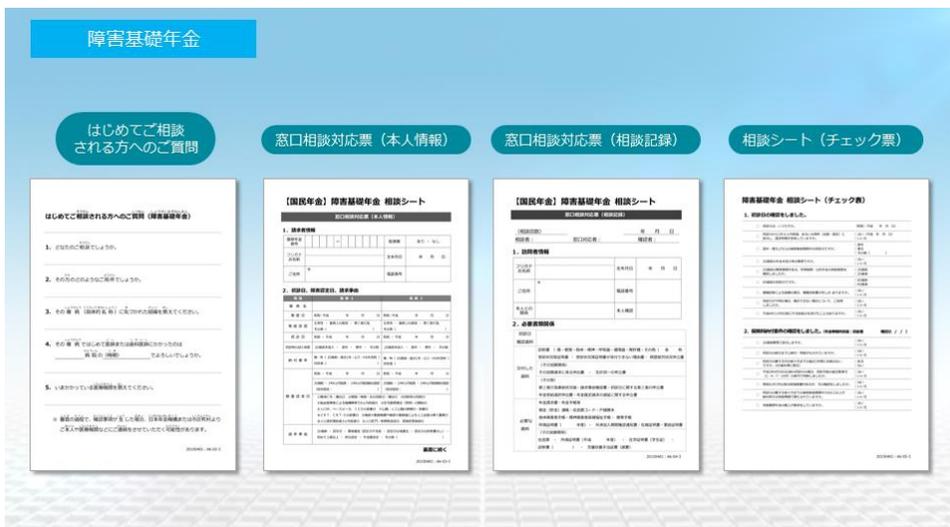


MC :
 障害基礎年金の業務支援ツールは、
 メインツールとして使用する「お手続きガイド」、
 相談時に使用する「相談シート」、
 年金請求書の受理時にお渡しする「説明事項のご確認」および「お手続きの完了
 について」、
 次回までにご用意いただく持ち物を案内する「必要書類リスト」、
 資料集としての「ハンドブック」

によって構成されています。これらのツールについて順番に確認していきましょ
 う。

MC : (お手続きガイド)
 お手続きガイドは、障害基礎年金の業務内容全体を示した「お手続きガイド (表
 紙)」、それぞれの業務内容に対応するお手続きカードの No.がわかる「お手続き
 カード (表紙)」、具体的な制度の内容や必要な手続きが記載された「個別のカー
 ド」で構成されています。また、お手続きガイドの後半には、必要書類の一覧や
 記載例、参考資料等が掲載されています。

それぞれのカードは、被保険者・受給者のニーズにあわせて個別に提示しご案内
 することを想定して作成しています。お手続きガイドの具体的な中身については
 後ほどご説明します。



MC : (相談シート)

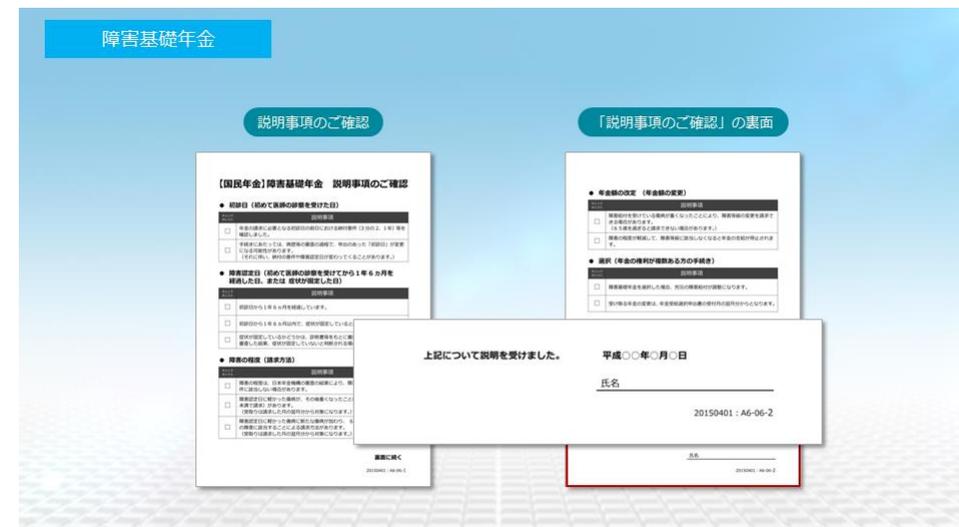
障害基礎年金の相談シートには、「はじめてご相談される方へのご質問」「窓口相談対応票 (本人情報)」「窓口相談対応票 (相談記録)」「相談シート (チェック表)」があります。

「はじめてご相談される方へのご質問」は、障害基礎年金についてはじめて相談に来た方から、来訪者の障害基礎年金に対する知識等を確認しつつ、障害基礎年金を受給するにあたっての必要事項を引き出すツールとなっています。

「窓口相談対応票 (本人情報)」は、請求者に関する本人情報のサマリーを記入するシートです。相談の際手元資料として活用してください。

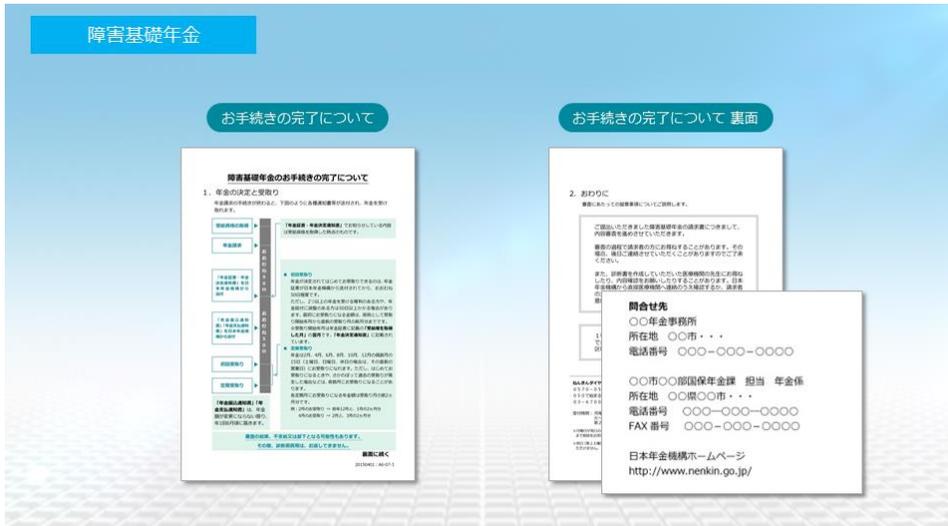
「窓口相談対応票 (相談記録)」は、窓口相談のたびに作成するシートです。障害基礎年金は複数回の相談を想定しており、担当者に変更となった場合でもこの相談記録を参考にして相談に応じることができるようにするためのシートとなっています。

「相談シート (チェック表)」は、年金請求書を提出いただくまでの間に確認する必要がある事項を並べたチェックリストです。



MC : (説明事項のご確認)

「説明事項のご確認」は、手続き完了時、説明すべき重要事項について来訪者と一緒に確認するためのツールです。チェックを入れながら1つずつ確認してください。来訪者の同意を得たうえで確認のサインを受領することを推奨しています。「一般用」と「20歳前障害用」の2種類用意しています。



MC : (お手続きの完了について)

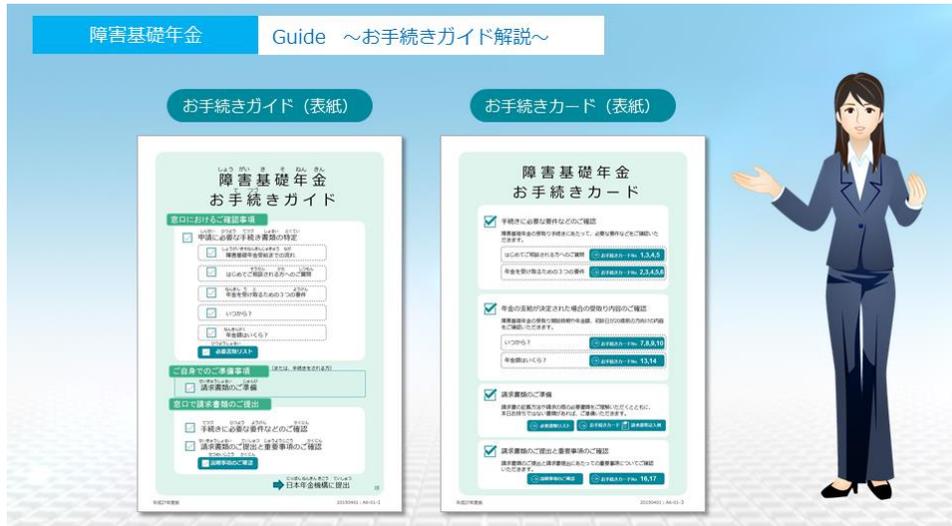
「お手続きの完了について」は、請求手続きが完了した方へ請求後の流れを時系列で説明するために使用します。住所や振込口座の変更など手続き後の生活状況に変化が生じた場合の連絡先などを記載できるようになっています。



MC : (必要書類リスト)

「必要書類リスト」は、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

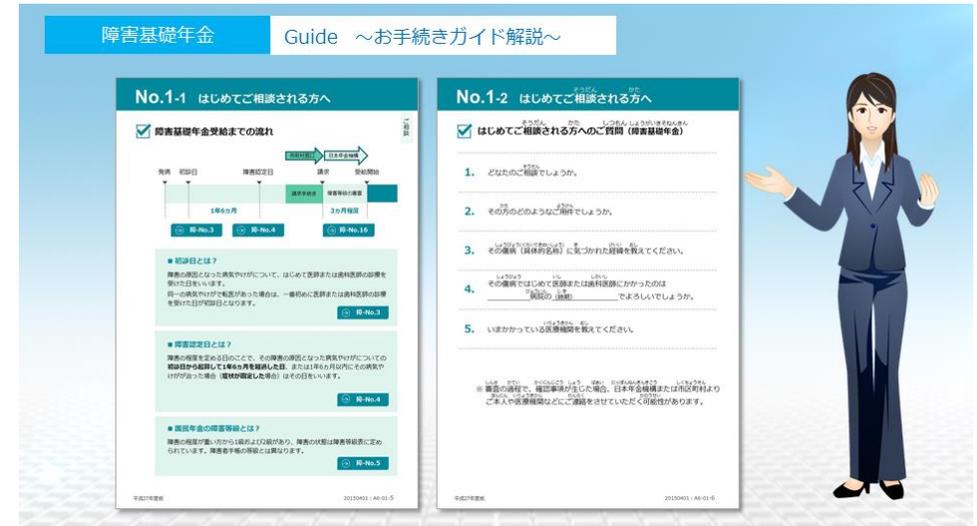
「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。



MC : (お手続きガイド (表紙) / お手続きカード (表紙))
 それでは、お手続きガイドについて具体的な中身をみていきましょう。

「お手続きガイド (表紙)」には、市町村の窓口で確認すべき事項、請求者に準備いただく必要がある事項、窓口で請求書類を提出いただく際の確認事項が記載されています。

「お手続きカード (表紙)」には、手続きや説明内容に応じて使用すべきカード No. が示されており、説明を行う際に手元に置いておくとな必要なカードを素早く探し出すことができます。



MC : (No.1 はじめてご相談される方へ)
 No.1のカードは、発病から障害基礎年金を受給するまでの手続きの流れを説明しています。そして、その手続きにおいて重要となる「初診日」、「障害認定日」、「障害等級」について簡単に説明できるようになっています。初めて障害年金の相談を受ける方に手続き全体の流れを理解してもらうときに使用してください。

No.1-2には、障害基礎年金について初めて相談される方に対し、初診日の特定に必要な情報を効果的に聞き取るための質問例を記載しています。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.5-1 国民年金の障害等級表

障害等級表

級別	名称	障害の状態
1	1級	・両眼の視力の合計が0.04以下のもの
2	2級	・両目の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	3級	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての機能を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	4級	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの
5	5級	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢のすべての機能を欠くもの ・両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	6級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
7	7級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
8	8級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

No.5-2 国民年金の障害等級表

級別	名称	障害の状態
1	1級	・両眼の視力の合計が0.05以下のもの
2	2級	・両目の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	3級	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての機能を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	4級	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの
5	5級	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢のすべての機能を欠くもの ・両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	6級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
7	7級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
8	8級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9	9級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
10	10級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	11級	・両肩・両肘・両腕・両手・両指の機能に著しい障害を有するもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての機能を欠くもの ・両肩・両肘・両腕・両手・両指のすべての指の機能に著しい障害を有するもの



MC : (No.5 国民年金の障害等級表)

No.5のカードは、障害基礎年金の障害等級1級、2級それぞれの障害の程度を定めた表が掲載されています。この障害等級表はあくまで目安であること、身体障害者手帳の等級とは関係がないことに注意してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.6-1 保険料納付要件

3年分の収入計算



No.6-2 保険料納付要件

収入要件に満たない(特例)



No.6-3 保険料納付要件

保険料納付義務



No.6-4 保険料納付要件

保険料免除制度





MC : (No.6 保険料納付要件)

No.6のカードは、保険料納付要件について記載しています。原則と特例の2つの納付要件について、具体例を示した図を用いて説明することができます。保険料納付要件を満たさない場合などで、具体的な説明が必要なとき使用してください。

初診日の前日における納付状況に基づいて判定しますので、初診日以降に保険料の納付や免除申請をした期間は納付要件の判定対象に含まないことに注意してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.7-1 いつから受け取れる？

障害認定日による障害基礎年金（原則） ① 第No.9

請求日以下の属する月の翌月分から受け取ることができます。

5年以内の病状の寛明

障害認定日から5年を経過している場合は、請求日から5年より前の分は請求日より受給金を受取ることができません。
また、「障害認定日の属する年（公費）」の料が必要となります。

事後重症による障害基礎年金 ② 第No.10

請求日以下の属する月の翌月分から受け取ることができます。

65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）まで請求する必要があります。
請求が遅くなると受取り開始時期が遅くなります。

No.7-2 いつから受け取れる？

はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金 ③ 第No.11

請求日以下の属する月の翌月分から受け取ることができます。

障害認定日に1級・2級以上に該当していない場合は、65歳に達した日の前日までに1級・2級に該当する必要があります。

20歳前の傷病による障害基礎年金 ④ 第No.11

20歳に達した日以下の属する月の翌月分から受け取ることができます。

障害認定日が20歳誕生日以前にある場合は、障害認定日による障害基礎年金（原則）と受取り開始時期が異なります。
20歳誕生日の属する月の翌月分以降の請求は、事後重症による障害基礎年金を受取り取ることができます。

65歳に達した日＝65歳の誕生日の前日 20歳に達した日＝20歳の誕生日の前日



MC：(No.7 いつから受け取れる?)

No.7のカードは、障害認定日による障害基礎年金、事後重症による障害基礎年金、はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金、および20歳前の傷病による障害基礎年金について、それぞれいつから年金を受け取ることができるのか図を用いて説明しています。

障害認定日による請求の場合、障害認定日の属する月の翌月分から受け取ることができますが、事後重症による請求やはじめて2級以上に該当したことによる請求の場合は、請求日の属する月の翌月分から受取り開始となりますので、請求が遅れると受取開始時期も遅れることを説明するようにしてください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.8-1 障害認定日による障害基礎年金（原則）

年金の受取りに必要な要件 ① 第No.2

年金を受け取るための3つの要件をすべて満たす必要があります。

受取り開始時期

障害認定日かつ受給権発生日となり障害認定日以下の属する月の翌月分から障害基礎年金を受取ることができます。

例1：請求日から5年以内かつ請求時が1級・2級に該当する

例2：請求日から5年以内かつ請求時が2級に該当する

No.8-2 障害認定日による障害基礎年金（原則）

例3：65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）かつ請求日＜65歳に達した日

例4：65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）かつ請求日＜65歳に達した日

例5：65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）かつ請求日＜65歳に達した日



MC：(No.8 障害認定日による障害基礎年金（原則）)

No.8のカードは、障害認定日による障害基礎年金について、年金の受取りに必要な要件と受取り開始時期を具体例をあげて説明しています。障害認定日による請求の場合、請求日より5年以内の分はさかのぼって受給できますが、5年より前の分は時効により受け取ることができないことに注意してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.9-1 事後重症による障害基礎年金

年金の受取りに必要な要件

年金を受取るための3つの要件のうち、障害認定日要件を満たさなかった方が、その後の障害の状態が軽くなった場合には、請求することにより受取りが可能となります。

次の要件をすべて満たす必要がります。

- ・請求日において65歳に達した日の前日以前である。
- ・事後重症年金の請求が課税されていない。
- ・認定に際しての障害程度判定が重篤している。
- ・障害認定日における障害の程度が軽化し、65歳に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

受取り開始時期

請求日の前日（65歳）が受給開始日となり、請求日が属する月の翌月分から受給することができます。

例1：請求日（65歳に達した日）

例2：65歳に達した日（請求日）

MC：(No.9 事後重症による障害基礎年金)

No.9のカードは、事後重症による障害基礎年金について、受給要件と受取り開始時期の説明をしています。事後重症による障害基礎年金は、請求日の属する月の翌月分から受取り開始となりますので、請求が遅れるほど受給期間が短くなってしまいます。この点について、しっかりと説明するようにしてください。また、事後重症による請求の場合は65歳に達する日の前日までに請求することが必要です。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.10-1 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

年金の受取りに必要な要件

年金の請求開始日または認定日（軽度の障害の状態にある方が軽化して3級の障害（以下「軽障害」という。）に変わった場合には、請求することにより受取りが可能となります。

次の要件をすべて満たす必要がります。

次の要件をすべて満たす必要がります。

- ・請求開始日の属する月、障害等級1級または2級に該当しない程度の障害の状態にある。
- ・請求開始日から請求日、請求開始日の属する月の前日以前である。
- ・請求開始日から請求日、認定日以前と障害料給付要件を満たしている。
- ・請求開始日から請求日（請求認定日の前日）の前日までの間に、認定に際しての障害程度判定が重篤の状態が、はじめて障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある。

受取り開始時期

はじめて2級または3級に該当する程度の障害の状態が軽化できた日が受給開始日となりますが、受給開始日は請求日が属する月の翌月分となります。

例1：請求日（認定日）

例2：請求日（認定日）

MC：(No.10 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金)

No.10のカードは、はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金について、受給要件と受取り開始時期の説明を記載しています。はじめて2級以上に該当したことによる請求の場合も、事後重症の場合と同様に請求日の属する月の翌月分から受取り開始となります。なお、事後重症による請求の場合とは異なり、65歳以降でも請求することが可能です。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.11-1 20歳前傷病による障害基礎年金
 障害認定日における障害基礎年金
 障害認定日において、20歳前傷病による障害基礎年金を受給する場合は、受給要件を満たすことが必要です。

No.11-2 事後重症による障害基礎年金
 障害認定日における障害基礎年金
 障害認定日において、事後重症による障害基礎年金を受給する場合は、受給要件を満たすことが必要です。

No.11-3 20歳前傷病による障害基礎年金
 併合認定
 20歳前傷病による障害基礎年金と、事後重症による障害基礎年金を併合して受給する場合があります。

No.11-4 20歳前傷病による障害基礎年金
 その他
 障害認定日における障害基礎年金の受給に関するその他の事項について説明しています。

MC：(No.11 20歳前傷病による障害基礎年金)

No.11のカードは、20歳前傷病による障害基礎年金について、受給要件と受取り開始時期の説明をしています。20歳前傷病による障害基礎年金においては、障害認定日による請求の場合と事後重症による請求の場合があり、受取り開始時期が異なりますので注意してください。また、20歳前傷病による障害基礎年金の所得制限や年金の受取りが停止される条件についても説明されています。所得制限がある点に注意してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.12-1 2つ以上の障害の状態になったとき
 障害認定日において障害が2つ以上ある場合
 障害認定日において、複数の障害を併せた障害の程度によって国民年金の障害等級を認定できる場合があります。

No.12-2 新たに2つ以上の障害の状態になったとき
 障害基礎年金の併合認定
 障害認定日において、新たに2つ以上の障害の状態になったときは、併合認定を受けることができます。

MC：(No.12 2つ以上の障害の状態になったとき)

No.12のカードは、2つ以上の障害の状態になったときの併合認定について図を用いて説明しています。障害認定日において障害が2つ以上ある場合と、障害基礎年金の受給権者にさらに障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じた場合があります。

併合する障害の種類によっては、その障害ごとに複数の診断書を提出いただく必要があること、併合しても障害等級1級または2級にならない場合や障害等級が変わらない場合があることについて説明するようにしてください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.13-1 いくら？ - 年金額の計算 -

年金額 (平成27年度の額)

【1級】年額 **975,100円** (月額81,258円) + 子の加算額

【2級】年額 **780,100円** (月額65,008円)

※ 偶数月に前月分までの2ヵ月分が支給されます。
 ※ 1級の775,100円は2級の780,100円の1.25倍の金額です。
 ※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を算出されます。

子の人数	基本額	加算額	年額	月額
2人	1,180,100円	449,000円	1,629,100円	135,758円
3人	1,434,100円	523,800円	1,957,900円	163,158円
4人以上	1,688,100円	598,600円	2,286,700円	190,558円

2級の場合

子の人数	基本額	加算額	年額	月額
2人	780,100円	449,000円	1,229,100円	102,425円
3人	975,100円	523,800円	1,498,900円	124,908円
4人以上	1,180,100円	598,600円	1,778,700円	148,225円

※ 1級に2級の子を加算する場合は、1級の基本額に2級の加算額を加算して算出されます。

MC : (No.13 いくら？ - 年金額の計算 -)

No.13のカードは、障害基礎年金の等級別の年金額と子の加算額について記載しています。1級の基本額は2級の1.25倍の金額、1人あたりの子の加算額は1級、2級とも同額です。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.14-1 子の加算とは？

子とは

障害基礎年金の受給権者によって支給を受ける子が対象となります。
 ※ 生計同一の親族の子は対象外です。

- ・ 18歳未満の子。または18歳に達し、18歳誕生日の前日、以後最初の3月31日までの間にある子(未婚)
- ・ 障害年金の受給権者1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子(未婚)

「生計を維持する」とは

本人と子が生計同一としており、子の収入または所得が一定水準未満であることなどが必要です。原則的に以下の要件を共に満たす必要があります。

生計同一要件

いずれか

- ① 子の世帯主と同一世帯に属していること
- ② 子が世帯主として世帯を営んでいること
- ③ 子が世帯主として世帯を営んでいること
- ④ 世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑤ 世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑥ 世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑦ 世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑧ 世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑨ 世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑩ 世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること

かつ

① 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること

収入要件

いずれか

- ① 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ② 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ③ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ④ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑤ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑥ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑦ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑧ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑨ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること
- ⑩ 子の世帯主が、収入または所得が一定水準未満であることを満たしていること

No.14-2 子の加算とは？

子の加算額

年金額の子の加算額については、子の状況の変化により変更します。

受給権者が子を生計したとき

1. 子の加算額を算出する
2. 算出された額を、その月の加算額として加算する

加算額の子の状況の変化

1. 子の加算額が変更されたときは、その翌月からの加算額が変更されます。
2. 収入要件による生計維持の状況がなくなったとき
3. 世帯主がなくなったとき
4. 世帯主がなくなったとき
5. 世帯主がなくなったとき
6. 世帯主がなくなったとき
7. 世帯主がなくなったとき
8. 世帯主がなくなったとき
9. 世帯主がなくなったとき
10. 世帯主がなくなったとき

子の状況が変化した場合、届出が必要になります。

MC : (No.14 子の加算とは?)

No.14のカードでは、障害基礎年金の子の加算が支給される具体的な要件や子の状況の変化による加算額の増減について説明しています。子の加算が支給されるためには、年齢要件に加えて生計同一要件と収入要件をすべて満たす必要がありますので、丁寧に確認してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.15-1 交通事故等による障害の場合の支給停止期間

前払年金を受けられた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日から起ります。

1. 前払年金を受け取り後に障害基礎年金の受取りが開始した場合
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

2. 障害基礎年金の受取りが開始した後に、前払年金の受取りが終わった場合
前払年金を受け取った期間に支給停止期間が経過した時点で年金支給が停止されます。その場合、2.の期が満了するまで年金の半額が停止されます。

支給停止される金額

損害賠償金のうち、**生活補償費に相当する金額のみ対象**です。
慰謝料、医療費などは対象外です。

MC : (No.15 交通事故等による障害の場合の支給停止期間)

No.15のカードは、交通事故等により障害を負い損害賠償を受けた場合の障害基礎年金の調整について記載しています。損害賠償を受けたときは一定期間年金を受け取ることができませんが、支給停止の対象となるのは生活補償費に相当する金額のみであることを説明してください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.16-1 請求開始 **No.16-2 審査** **No.16-3 審査** **No.16-4 審査** **No.16-5 審査** **No.16-6 審査**

MC : (No.16 請求後の流れ)

No.16のカードでは、障害基礎年金の請求手続き後、どのようなスケジュールで年金を受け取れるようになるのか記載しています。また、No.16-2には審査にあたっての留意事項が記載されていますので、審査の過程で請求者や診断書を作成した医療機関へ連絡がある可能性などについて説明してください。第1号被保険者の方が受給決定となった場合には法定免除の対象となりますので、「国民年金保険料免除理由該当届」を提出いただく必要があることを伝えてください。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.17-1 受取りはじめたら

☑ 障害基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

障害基礎年金を受け取ることができる方が、老齢基礎年金や遺族基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1年11月の年金の総額」により、いずれか1つの年金を優先的に受給することができます。

(例)

- 障害基礎年金 → 選択 → 老齢基礎年金
- 障害基礎年金 → 選択 → 遺族基礎年金

65歳前

- 障害基礎年金 → 選択 → 特別支給の老齢厚生年金

なお、障害基礎年金を受け取る方法、「老齢基礎年金と老齢厚生年金」を受け取るようになったときは、障害基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金を受け取ることができなくなります。65歳以降、障害基礎年金と遺族基礎年金の2つを受け取ることができます。また、この特別は「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受け取れる別にも適用されます。

(例)

- 障害基礎年金 → 選択 → 老齢基礎年金
- 老齢厚生年金 → 選択 → 老齢厚生年金
- 障害基礎年金 → 選択 → 遺族基礎年金
- 遺族厚生年金 → 選択 → 遺族厚生年金

No.17-2 受取りはじめたら

☑ 受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき

障害の程度が変わったときは、日本年金機構の調査や受給権者の請求により、年金が改定されます。

障害の程度が軽くなったとき

- 受給権者が改定の請求を行う場合は、「障害基礎年金の受給権喪失日」または「日本年金機構の調査を受けた日」から1年経過した日以後でなければ、改定の請求ができなくなります。軽度の障害の程度が軽くなったときは、1年を経過しなくても請求できる場合があります。
- 改定請求があった月の翌月から年金を受け取れます。

障害の程度が重くなったとき

- 請求より軽くなっている期間について障害基礎年金の受取りを停止されます。
- 再び重くなった場合は申請、審査により年金の受取りが再開されます。

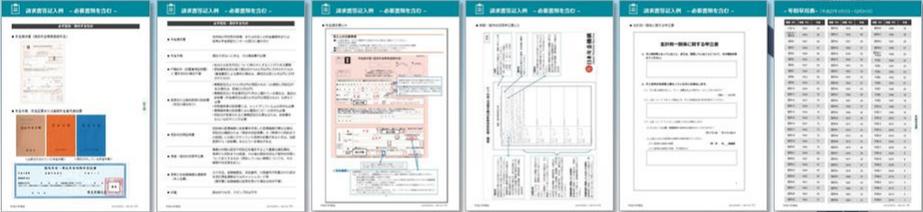
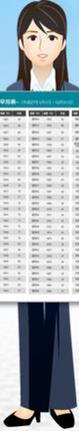
※請求書などで定められている1年を経過しなくても請求の改定を請求できる場合は、受給権を喪失した日、または障害の程度を受けた日のどちらか早い日以降に、改定した場合に限ります。



MC : (No.17 受取りはじめたら)

No.17のカードは、障害基礎年金を受け取ることができる方が、他に老齢基礎年金や遺族基礎年金を受け取れるようになった場合の選択について、および、障害の程度が変わったときの取り扱いについて説明しています。

障害基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

MC :

その他巻末には、請求書等の記入例や添付書類の様式、年齢早見表などが収録されています。



MC :

障害基礎年金のお手続きガイドについて、ひと通り説明してきました。障害基礎年金の相談は難しいと感じている方も多いと思いますが、この業務支援ツールは、受給要件や請求方法などについてわかりやすく正確な説明が行えるように作成されていますので、その内容をしっかりと確認したうえで、ぜひ活用してみてください。